

OM1-CA202-R01 大間原子力発電所 敷地の地質・地質構造(コメント回答 その15)(シーム S-11 の評価方針)

OM1-CA202-R00(2023.10.2 ヒアリング資料)からの主な変更箇所について

変更箇所 (編,章等)	変更箇所(頁等)		種別	変更点	変更内容
	2023.10.2 ヒアリング資料	2023.10.12 ヒアリング資料			
はじめに I. 2.	P.(3) P.(6) P.11~13	P.(3) P.(6) P.11~13	変更	シーム S-11 の定義	基準適合性評価上のシーム S-11 の定義を明確にするために、標題及び説明文を以下のとおり変更した。 ●2023.10.2 ヒアリング資料 ・標題・・・シーム S-11 の基準適合性評価上の扱い ・説明文・・・シーム S-11 の基準適合性評価では、(中略)粘土質の薄層の有る部分/ない部分すべてをシーム S-11 として扱う。 ○2023.10.12 ヒアリング資料 ・標題・・・基準適合性評価上のシーム S-11 の定義 ・説明文・・・シーム S-11 の基準適合性評価では、(中略)粘土質の薄層の有る部分/ない部分すべてをシーム S-11 とする。
はじめに 3.2	P.(3) P.17~19	P.(3) P.17~19	変更	シーム S-11 の活動性評価の記載、記載の順序	【シーム S-11 の活動性評価】の記載を一部修正するとともに、記載の順序を以下のとおり変更した(P.(3), 19)。それに伴い、「断層切断関係による活動性評価」の頁と「上載地層法による活動性評価」の頁についても記載を一部修正するとともに、頁の順序を入替えた(P.17, 18)。 ●2023.10.2 ヒアリング資料 ・シーム S-11 は、上載地層である M <sub>1</sub> 面段丘堆積物に変位を及ぼしている。よって、この箇所では後期更新世以降の活動が認められる。 ・一方で、シーム S-11 は、後期更新世以降の活動がない cf-3 断層に切断されている。よって、この箇所では後期更新世以降の活動が認められない。 ○2023.10.12 ヒアリング資料 ・シーム S-11 は、後期更新世以降の活動がない cf-3 断層に切断されている。よって、後期更新世以降の活動が認められない。 ・一方で、シーム S-11 の一部の箇所には、変状が認められ、上載地層である M <sub>1</sub> 面段丘堆積物に変位を及ぼしている。よって、この箇所では後期更新世以降の活動を否定できない。
はじめに 4.	P.(3), (9) P.21	P.(3), (9) P.21	変更	シーム S-11 の活動性評価上の課題	●2023.10.2 ヒアリング資料・・・シーム S-11 は、場所により後期更新世以降の活動履歴が異なっている。このため、シーム S-11 全体としては活動性評価できない。 ○2023.10.12 ヒアリング資料・・・シーム S-11 は、場所により後期更新世以降の活動履歴が異なっている。このため、シーム S-11 全体としては活動性を判断できない。
はじめに II. 5. 他	P.(4), (5) P.(9)~(13) P.23~34 他	P.(4), (5) P.(9)~(13) P.23~34 他	変更	用語	資料全体にわたって、以下のとおり「後期更新世以降の活動有り」の表現を「変状有り」に変更した。 ●2023.10.2 ヒアリング資料・・・「後期更新世以降の活動有り」と認定できる箇所、「後期更新世以降の活動有り/なしを認定できる箇所」 ○2023.10.12 ヒアリング資料・・・「変状有り」と認定できる箇所、「変状有り/後期更新世以降の活動なしを認定できる箇所」

変更箇所 (編, 章等)	変更箇所 (頁等)		種別	変更点	変更内容
	2023.10.2 ヒアリング資料	2023.10.12 ヒアリング資料			
はじめに	P.(4)	P.(4)	変更	課題への対応策 (iii), (v)の記載	●2023.10.2 ヒアリング資料 (iii) (ii)で選定した箇所において, (i)で選定した調査・分析項目により各性状を把握する。後期更新世以降の活動有り/なしを認定できる箇所を把握した各性状に, 違いが現れるかどうかを確認する。 (v) (iv)で把握した性状と(iii)の性状とを比較する。(後略) ○2023.10.12 ヒアリング資料 (iii) (ii)で選定した箇所において, (i)で選定した調査・分析項目により各性状を把握する。性状の違いを確認の上, 変状有り/後期更新世以降の活動なしを差別化するための指標を検討する。 (v) (iv)で把握した性状と(iii)の性状とを比較し, 指標の確からしさを検証する。(後略)
I.	P.(6)	P.(6)	変更	シーム S-11 の概念図	シーム S-11 に粘土質の薄層, 細粒凝灰岩等の全てが含まれることを示す, 「今回ご説明」の概念図を追加した。
II. 5.	P.(9) P.23	P.(9) P.23	変更	基準適合性評価 の考え方のフロー	フロー中に示す, 課題への対応策(i)~(vi)のうち, (i)~(iii)が「変位基準により, 変状有り/活動なしを認定できる箇所での指標の検討」, (iv)~(vi)が「敷地全体への展開」に該当することを, フローの左側に追記した。
II. 5.	P.(10) P.24	P.(10) P.24	変更	調査・分析項目の 選定の記載	●2023.10.2 ヒアリング資料・・・(前略)断層の詳細性状の調査で用いられる調査・分析項目を網羅的に選定した。 ○2023.10.12 ヒアリング資料・・・(前略)断層の詳細性状の調査で用いられる調査・分析項目のうち, 性状を差別化できる可能性があるものを網羅的に選定した。
II. 5. 補足(5)	P.(10), (12) P.24, 32 P.62	P.(10), (12) P.24, 32 P.62	変更	調査・分析項目の 追加	調査・分析項目を示す表の最上段に, 「露頭の地質観察」を追加した。
II. 5. 補足(5)	P.(12) P.32 P.62	P.(12) P.32 P.62	変更	調査・分析結果例	調査・分析結果例を示す表の右側に「差別化の見通しの有る性状」の欄を追加し, 各調査・分析項目が性状を差別化するための指標となり得るかについて, 現時点の見通しを記載した。
2. 3.2 5. 補足(2) 補足(3) 補足(4) 補足(5) 補足(6)	P.13 P.17, 18 P.26~29 P.41 P.44, 46 P.49~54, 57 P.59, 60 P.63~68 P.84, 85	P.13 P.17, 18 P.26~29 P.41 P.44, 46 P.49~54, 57 P.59, 60 P.63~68 P.84, 85	変更	コア写真, 試料写真, 法面スケッチ におけるシーム S- 11 の範囲	シーム S-11 の定義「シーム S-11 は, 細粒凝灰岩(粘土質の薄層有り/なし)又は粗粒凝灰岩等から成る。」に従い, シーム S-11 に粘土質の薄層と, 細粒凝灰岩又は粗粒凝灰岩が含まれることが分かるように, コア写真, 試料写真及び法面スケッチに明記した。 ・コア写真・・・T-2 孔(P.13), SB-008 孔(P.57) ・試料写真・・・Ts-7-12 孔の薄片(P.46), Ts-7-16R 孔の薄片(P.46), Ts-6-B1-1 ブロック試料(P.64, 65, 67, 68), Tf-5a-S-W-5 孔の試料(P.64, 66, 67, 68) ・法面スケッチ・・・Tf-5(a)トレンチ法面(P.17, 28, 41, 53, 54, 63, 84, 85), Tf-5(b)トレンチ法面(P.29), Ts-6 法面(P.18, 26, 44, 49, 50, 63), Ts-7 トレンチ法面(P.27, 51, 52), Ts-8 トレンチ法面(P.59,60)
5.	P.26, 27	P.26, 27	変更	活動性評価の記載	●2023.10.2 ヒアリング資料・・・後期更新世以降の活動が認められる。 ○2023.10.12 ヒアリング資料・・・後期更新世以降の活動を否定できない。

以上